

生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

| | |
|------|--|
| 市町村名 | 生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。 |
| 0 | 愛知県 生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業は福祉事務所設置自治体が行うこととされており、この事業はその全部又は一部を委託することができるとされています。各市において、地域の状況を踏まえた実施体制がとられているところです。相談を受ける中で、生活保護が必要な場合は、生活保護の担当へつなぐこととしております。 |
| 1 | 名古屋市 生活困窮者に対する自立支援を進めるにあたっては、自治体が所管する公的な制度やサービスのみならず、就労先の開拓、居場所づくり、社会性の回復、日常生活の自立のほかインフォーマルなサービスの利用も視野に入れて支援調整を行うことが重要と考えております。 自立相談支援事業につきましては、民間事業者が持つネットワークやノウハウを活かした柔軟で個別的な寄り添い型の支援を行うことが期待できることから、委託方式をとることとし、市内3カ所(名駅、金山、大曾根)で「仕事・暮らし自立サポートセンター2」を実施しております。 そして、自立相談支援事業において幅広く相談者を受け付け、確実に支援につなぐため庁内連絡体制を構築し、自立相談支援機関である「仕事・暮らし自立サポートセンター」との紹介や連携のルール化を図るとともに、支援調整会議への参加を通じて事業者と協働で制度の円滑な運用を図ってまいりますのでご理解ください。 また、自立相談支援機関において生活保護の必要性がうかがわれる場合には、すみやかに区役所・支所の生活保護窓口につなぐよう連携を図るなど、個々の状況に応じたきめ細かい支援に努めております。 |
| 2 | 豊橋市 自立相談支援事業については、7名の体制となっており相談支援についてのみ社会福祉協議会に一部委託して実施しています。 |
| 3 | 岡崎市 必要に応じて委託事業とします。後段については生活保護法に基づき適正に実施します。 |
| 4 | 一宮市 自立相談支援事業は、平成27年度より直営で実施しています。また、生活保護制度の適用が必要な人には、生活保護の相談窓口に繋げています。 |
| 5 | 瀬戸市 平成27年4月より直営で実施しております。 |
| 6 | 半田市 生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」につきましては、全て直営で実施しております。また、4月の制度開始に伴い、生活保護の相談件数は7月末までの4か月間で71件と、昨年同時期と比較すると10件増加しており、生活保護を必要な方が確実に保護を受給できるよう適切に対応しております。 |
| 7 | 春日井市 生活困窮者自立支援事業は、平成27年4月から直営で実施しています。相談の結果、生活保護が必要な人には保護の相談申請に案内しています。 |
| 8 | 豊川市 生活困窮者自立相談支援事業については、生活困窮者が抱える複合的な課題に対して包括的な支援が実施できるよう、今年度より、市役所関係部署及び関係機関と連携しながら福祉課内で実施しています。また、生活保護が必要な方には、確実に生活保護につなぐよう、自立相談支援事業と生活保護が連携して、連続的な支援が行えるような体制となっています。 |
| 9 | 津島市 生活困窮者自立相談支援事業については、現在、社会福祉協議会へ委託しております。生活保護ケースワーカー経験者で相談業務を行っており、関係機関との連携をしております。 |
| 10 | 碧南市 生活困窮者自立相談支援事業につきましては、貸付制度等の生活立直しのための制度との連携を重要視し碧南市社会福祉協議会へ委託しています。しかし、生活保護担当とは情報を共有し、密な連携を図っています。 |

| | | |
|----|------|--|
| 11 | 刈谷市 | 「自立相談支援事業」につきましては、自治体直営で実施しております。また、生活保護が必要な人には、各法、各規定を遵守し、申請権の侵害にならないよう努めております。 |
| 12 | 豊田市 | なし |
| 13 | 安城市 | 自立相談支援事業は直営で実施しています。面談において生活保護が必要と思われる場合、生活保護制度の活用を進めています。 |
| 14 | 西尾市 | 自立相談支援事業は直営で実施しています。また、生活状況を確認し、生活保護が必要な世帯には、適切に生活保護担当へ引継ぎをしています。 |
| 15 | 蒲郡市 | 自立相談支援事業は直営で実施しています。 |
| 16 | 犬山市 | 現在、「自立相談支援事業」は自治体直営で行っています。相談の中で、生活保護が必要と判断した場合は、受給手続きを紹介します。 |
| 17 | 常滑市 | 自立相談支援事業は直営で実施しており、適切に関係機関へつないでいます。 |
| 18 | 江南市 | 制度の目標である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を実現するため、委託者である江南市社会福祉協議会と連携して適性な実施に努めております。また、事業の趣旨として、自立相談支援事業において生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐこととなっていますので、今後も委託者と綿密な相互連携を図り、適切な対応に努めてまいります。 |
| 19 | 小牧市 | 自立相談支援事業については、市直営で実施しております。面接相談の際には、生活困窮の急迫状況について詳細に聴取し、生活保護が必要な人には相談員からケースワーカーに速やかにつなぐように努めております。 |
| 20 | 稲沢市 | 生活保護困窮者自立支援法に基づく相談事業は委託で行なっていますが窓口は福祉課内に設置し、相談者の状況に応じた支援を行なっています。また、生活保護が必要な人には直ちに生活保護担当に引き継ぐ体制をとっています。 |
| 21 | 新城市 | 本市では適切に事業を実施できる団体として社会福祉協議会へ業務委託しています。相談業務においては、必要に応じて生活保護に繋げられるよう常に福祉事務所のケースワーカーと連携を図っており、就労支援に偏ることのないよう適切な支援に努めています。 |
| 22 | 東海市 | 生活保護における申請権の生存権の保障は大切なことであると認識いたしております。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認等を行うことによって多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有する支援員を養成していくことが重要であると考えております。市といたしましても今後、相談支援員、就労支援員の配置等を検討し、必要に応じて組織の充実を図ってまいります。 |
| 23 | 大府市 | 直営又は委託の双方のメリット、デメリットを比較考慮しながら最適な実施方法を検討していきます。また、自立相談支援の結果、生活保護を必要とする場合には、相談者の実情に応じて対応します。 |
| 24 | 知多市 | 自立相談支援事業を直営で行っています。また、生活保護が必要であれば生活保護の制度を説明し、本人の申請の意思を確認したうえで申請を受理しています。 |
| 25 | 知立市 | 社会福祉協議会へ事務委託はしていますが、相談窓口は、市役所内に設け保護が必要な方についてはすぐに引き継げるよう形成しています。 |
| 26 | 尾張旭市 | 本市においては、直営で「自立相談支援事業」を実施しております。実施にあたっては相談員を2名配置し、適切な施策の紹介と関係部署への引き継ぎ等、相談者の立場にたった対応に努めております。 |
| 27 | 高浜市 | 「自立相談支援事業」は直営で運営していますが、事業の一部を高浜市社会福祉協議会に委託しています。なお、生活困窮者の相談において、生活保護の意思が示された場合には、福祉事務所の生活保護担当につなぎ、必要な措置を講じています。 |
| 28 | 岩倉市 | 岩倉市では、NPO法人ワーカーズコープに自立相談支援事業を委託しておりますが、常に連携を取り、相談内容により生活保護が必要な場合や生活保護を希望される方が来所されれば、生活保護担当者とともに相談を受けています。 |
| 29 | 豊明市 | 相談事業については、社会福祉協議会に委託しています。これは、生活保護受給の先送りなどの弊害を考慮したものです。今後については、状況に応じて柔軟に対処していく予定です。 |

| | | |
|----|-------|---|
| 30 | 日進市 | 「自立相談支援事業」は自治体直営ではありませんが、窓口は生活保護担当課内に設置されており、生活保護担当者とも連動し、法の趣旨に基づき効果的な実施ができるような体制で実施しています。 |
| 31 | 田原市 | 自立相談支援事業は、現在までのところ直営で実施しています。生活保護業務窓口と一緒に窓口で行っていますので、生活保護が必要である方へは生活保護の申請を促がせる環境にあります。 |
| 32 | 愛西市 | 陳情の趣旨を理解し、生活困窮者の自立支援の実施に努めます。 |
| 33 | 清須市 | 自立相談支援事業は、直営で実施しております。 |
| 34 | 北名古屋市 | 北名古屋市福祉事務所においては、平成27年4月から「自立相談事業」を北名古屋市社会福祉協議会に委託し、「住宅確保給付事業」については直営で実施している。 |
| 35 | 弥富市 | 「自立相談支援事業」は弥富市社会福祉協議会へ委託し実施しています。生活保護が必要な人には連携して、受給手続きを紹介しています。 |
| 36 | みよし市 | なし |
| 37 | あま市 | 自立相談支援事業は、自治体直営で実施しています。生活保護が必要な人のみならず、希望した人には生活保護制度の概要等の説明を行い、受給手続き方法を案内しています。また、生活保護が必要な人は受給手続きを紹介するとともに保護係に速やかに引き継いでいます。 |
| 38 | 長久手市 | モデル事業として、平成26年1月から、市社会福祉協議会へ委託し、連携をとりながら実施しています。平成28年度以降も、事業を継続して実施していきます。 |
| 39 | 東郷町 | 福祉事務所を設置していない本町にあっては、県の指導のもと対応します。 |
| 40 | 豊山町 | 関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。 |
| 41 | 大口町 | 「自立支援相談事業」については、愛知県尾張福祉事務所の生活困窮者自立相談支援員と町職員が連携して実施しています。また、就労支援については、就労支援専門員の方による丁寧な聞き取りと相談をされており、偏った就労支援をされているとは考えておりません。 |
| 42 | 扶桑町 | 県とともに進めております。受給手続きは適切にいたしております。 |
| 43 | 大治町 | 現在のところ、県福祉事務所の職員が就労支援や生活指導に対応しており、電話及び窓口へ相談があれば、速やかに県福祉事務所へ連絡し、対応しています。 |
| 44 | 蟹江町 | 県の指導の下、適切に事務を進めています。 |
| 45 | 飛島村 | 海部福祉相談センターと連携を図り行う。 |
| 46 | 阿久比町 | 自立相談支援事業を直営で行う予定はありませんが、福祉事務所(県)と連携して実施に努めています。 |
| 47 | 東浦町 | 生活困窮者自立支援法に関する事務は、福祉事務所が実施するため、本町では実施していません。生活困窮者に関する相談があった場合は、生活保護の受給も視野に入れ、県福祉事務所につなぐよう心掛けています。 |
| 48 | 南知多町 | 自立相談支援事業は、県の相談窓口適切に引き継ぎを行います。生活保護の受給手続きは、国の制度に準じています。 |
| 49 | 美浜町 | 自立相談支援事業は福祉事務所単位で行うこととされており、福祉事務所を持たない本町は県と協議のうえ実施していきます。 |
| 50 | 武豊町 | 今後の国の動向を注視するとともに、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。 |
| 51 | 幸田町 | 愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。 |
| 52 | 設楽町 | 県担当部局と連携を取りながら事務を進めます。関連する研修には担当者が積極的に参加するように努めます。文書通知については、対象者が理解しやすい文面などを考慮しながら努力します。 |
| 53 | 東栄町 | 県の福祉事務所が所管となっており、直営は考えておりません。 |
| 54 | 豊根村 | 愛知県の福祉事務所の管轄ですが、連携を図りながら事務を進めます。 |